

令和元年5月29日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16H03645

研究課題名(和文) 両替商金融から近代金融へ：新史料に基づく加島屋久右衛門と鴻池屋善右衛門の比較研究

研究課題名(英文) Modernization of financial markets: the case of financial intermediates in early modern Japan

研究代表者

高槻 泰郎 (Takatsuki, Yasuo)

神戸大学・経済経営研究所・准教授

研究者番号：70583798

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,600,000円

研究成果の概要(和文)：本プロジェクトの作業課題は、近世・近代大阪の金融界を牽引した商家・廣岡家の新発見史料を主たる検討素材として、両替金融がいかにして近代的な金融機関へと移行していったのかを解明することであった。新たに発見された廣岡家伝来の史料(約3万点)については、2016年～2017年度中に全てを目録化し、その概要を学界に向けて報告した。この作業によって明らかになった事実の内、特筆すべきは、廣岡家(両替屋・加島屋久右衛門)の圧倒的な致富と明治以降への接続(1888年より加島銀行)である。加島屋は、諸大名や江戸幕府に対して巨額の融資を行っていたが、その大部分は明治政府の発行する公債として継承されたのである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究プロジェクトの学術的意義は、近世・近代日本の金融市場を牽引した、豪商の代名詞とも言える廣岡家の経営史料を発見・整理・分析したことにある。その結果、同じく豪商として著名な鴻池屋善右衛門(山中家)を凌ぐ資産規模を廣岡家が有していたこと、その大部分が公債の形で明治以降も継承され、同家が加島銀行・大同生命保険を創立する礎となっていたことを明らかにしたことは、近世・近代の金融市場の連続性を実証的に解明した例として貴重である。

また、このプロジェクトで発見・調査された歴史的史料は、大坂豪商・廣岡家の生活様式・風俗を物語る貴重な物証でもあり、学術的意義を超えた一般への訴求力を持つものと評価できる。

研究成果の概要(英文)：This project shed a light on newly founded historical documents of "Hirooka family". Hirooka family, like Mitsui family, is well known financial intermediary in early modern Japan. Based on this documents, we tried to clarify the transition process from the face-to-face relational lending to the modern financial intermediates during the period of the "Western Impact". First, we introduced the outline of the historical documents above in academic journal ("Mitsui Bunko Ronso", 2018). Second, we investigate the management of Hirooka family both as a mere financial intermediary and as a modern banker. Then we found that (1) Hirooka family accumulated capital mainly through the lending to local lords during the late Tokugawa period (late 18th century to early 19th century), and (2) the wealth of Hirooka family inherited to modern times in the form of government bonds, issued by Meiji government for compensating financial intermediaries' claim against local lords.

研究分野：日本経済史

キーワード：経済史 経営史 日本史 金融史 金融・ファイナンス

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2015年5月、近世中期より続く吉野の林業家・岡橋家の旧宅(奈良県橿原市)より、近世・近代大阪の金融界を牽引した商家・廣岡家(加島屋久右衛門・加島銀行・大同生命保険の創業一族)の経営史料が発見された。これは第二次世界大戦中に大阪に戦火が及びことを恐れた廣岡家が、姻戚関係にあった岡橋家の蔵に疎開させた文書の一部であり、近世・近代初期の経営史料、家政史料が主である。本研究のメンバーは、廣岡家と岡橋家の承諾を得て、520mm×385mm×260mmの文書箱にして約30箱分の文書史料を搬出し、この分析を突破口として、近世大坂両替商による資本蓄積過程と、近代的金融機関への移行過程を分析するという、極めて重要でありながら、史料的制約によって十分な検討が加えられてこなかった課題に取り組むことにした。

2. 研究の目的

本研究は、近世大坂両替商による資本蓄積過程と近代的金融機関への移行過程を分析することにより、我が国の経済が明治以降に急速な成長を遂げた背景を考察するものである。近世大坂の大両替商は、幕末に向けて収益を低下させ、明治初頭の銀目廃止によって打撃を受けたと一般的に理解されており、近世の金融市場と近代のそれとは断絶するかのよう描かれてきた。近年の研究によって、商人が利用する手形決済ネットワークが移行期においても機能していたことが明らかにされているが、大両替商の動向については、依然として不明な部分が多く残る。そこで本研究は、近世・近代大阪の金融界を牽引した商家・廣岡家の新発見史料を第一の検討素材として、両替金融がいかにして近代金融へと移行していったのかを具体的に描き出すことを目指す。

3. 研究の方法

本研究の作業課題は、大坂商人資本のなかでも別格の規模を誇った加島屋久右衛門と鴻池屋善右衛門が、(A)近世期を通じていかにして資本を蓄積していったのか、(B)1873年の藩債整理において、その資本をいかに新旧公債へと移行したのか、そして(C)いかにして近代的金融機関へと転身したのか、の3点について分析を進めることにある。

(A)について、具体的には両家の基幹事業たる大名金融の契約内容を精査すること、その収益性を勘定帳簿より復元することが課題となる。(B)については、藩債整理の経緯について若干の説明が必要である。明治4年(1871)7月の廃藩置県の詔書、そして同年11月の県治条例によって、旧大名家の債務の処理問題は旧大名家から府県が引き継ぐことになる。同年12月、大蔵省は、藩債取り調べの上で一般処分方針を新政府が提示するとし、債権者との示談の中断を各府県に指示し、さらに同日、明治5年(1872年)2月末までに負債本帳面と証書写し類の提出を府県に求め、債権者たちにも資料の提出を求めている。そして1873年3月、新旧公債証書発行条例が公布され、1844年以前の融資は、全て帳消しとされ、それ以外は旧公債(1844年から1867年までに実現した融資、無利息50年賦で返済)と新公債(1868年～1872年までに実現した融資、年利4%、25年賦で返済)とに区別して処理する方針が提示される。おそらく明治5年の段階で加島屋が明治政府に提出したと思われる簿冊(計8冊)には、大名毎に整理された形で債権が列挙されており、新旧公債に振り分けられたものがチェックされている。この8冊の簿冊を精査することで、加島屋の旧大名宛債権の内、いかに新旧公債として引き継がれたのかを正確に把握することができる。(C)については、1888年に創立された加島銀行の経営史料からの接近を試みるが、銀行へと至る具体的実像に迫ることのできる史料が、今回の新出史料から出てくる保証はない。もちろん、発見される可能性も十分にあり得るが、期待する史料が得られなかった場合には、豊富に存在が確認されている加島銀行の経営史料を精査し、両替商時代の経営との異同を整理することで、両替商金融から近代金融への以降を叙述するという本研究の目的を満たす予定である。

4. 研究成果

新たに発見された廣岡家伝来の史料(約3万点)については、2016年～2017年度中に全てを目録化し、その概要を学界に向けて報告した。この作業によって明らかになった事実の内、特筆すべきは、廣岡家(両替屋・加島屋久右衛門)の圧倒的な致富と明治以降への接続(1888年より加島銀行)である。加島屋は、諸大名や江戸幕府に対して巨額の融資を行っていたが、その大部分は明治政府の発行する公債として継承されたのである。

本プロジェクトの学術的意義は、近世・近代日本の金融市場を牽引した、豪商の代名詞とも言える廣岡家の経営史料を発見・整理・分析したことにある。その結果、同じく豪商として著名な鴻池屋善右衛門(山中家)を凌ぐ資産規模を廣岡家が有していたこと、その大部分が公債の形で明治以降も継承され、同家が加島銀行・大同生命保険を創立する礎となっていたことを明らかにしたことは、近世・近代の金融市場の連続性を実証的に解明した例として貴重である。

また、このプロジェクトで発見・調査された歴史的史料は、大坂豪商・廣岡家の生活様式・風俗を物語る貴重な物証でもあり、学術的意義を超えた一般への訴求力を持つものと評価できる。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計11件)

高槻泰郎、金納御手伝普請をめぐる熊本藩の対幕府交渉記録(続) 天明八年「御用金一件」について、永青文庫研究、査読無、第2巻、2019、129-144頁。

結城武延、昭和金融恐慌と銀行破綻 加島銀行の事例、研究年報経済学、査読無、第 76 巻、2018、187-200 頁。

高槻泰郎、金納御手伝普請をめぐる熊本藩の対幕府交渉記録 天明八年「御用金一件」について、永青文庫研究、査読無、第 1 巻、2018、55-74 頁。

高槻泰郎、近世日本における相場情報の通信技術、電子情報通信学会誌、査読無、第 100 巻、2017、987-991 頁。

小林延人、大蔵省文庫旧蔵の藩札回収関係史料、三井文庫論叢、査読無、第 50 巻、2017、104-105 頁。

高槻泰郎、三都をまたにかけた対幕府交渉、三井文庫論叢、査読無、第 50 巻、2017、148-149 頁。

廣岡家研究会、廣岡家文書と大同生命文書 大坂豪商・加島屋（廣岡家）の概容（第 1 章～第 3 章を宮本又郎・高槻泰郎が分担執筆）第 51 巻、2017、303-394 頁。

廣岡家研究会、廣岡家文書と大同生命文書 大坂豪商・加島屋（廣岡家）の概容（第 5 章を小林延人が分担執筆）第 51 巻、2017、303-394 頁。

廣岡家研究会、廣岡家文書と大同生命文書 大坂豪商・加島屋（廣岡家）の概容（第 6 章を結城武延が分担執筆）第 51 巻、2017、303-394 頁。

小林延人、佐渡鉱山の遺産群（新年特集 魅惑の世界遺産！）、日本歴史、第 824 巻、2017、43-48 頁。

宮本又郎、NHK 朝ドラ『あさが来た』に学ぶ大阪の企業家精神 広岡浅子と五代友厚、大阪国際サイエンスクラブ会報、第 247 巻、2016、1-5 頁。

〔学会発表〕(計 22 件)

高槻泰郎、五代友厚と堂島米市場～堂島米市場の繁栄から大阪経済の近代化をひもとく～、大阪取引所・大阪企業家ミュージアム共催講演会（招待講演）、2019。

高槻泰郎、日本経済の歴史と金融、社会経済史学会中国四国部会 2018 年度広島大会シンポジウム（招待講演）、2018。

高槻泰郎、江戸時代の大名による資金調達 堂島米市場を中心に、日本リアルオプション学会 2018 年度研究発表大会（招待講演）、2018。

高槻泰郎、廣岡家の「発見」 2010 年代の成果を中心に、第 57 回日本女子大学史学研究会大会（招待講演）、2018。

Yasuo Takatsuki, "Climate changes and market economy: the case of early modern Japan" (joint work with Masahiko Shibamoto) World Economic History Congress, 2018.

結城武延、昭和金融恐慌における銀行破綻と社員権の整理 - 加島銀行の事例 -、政治経済学・経済史学会春季総合研究会、2018。

小林延人、明治国家による債権の認定と経済活動 藩債処分を事例に、政治経済学・経済史学会春季総合研究会、2018。

高槻泰郎、大坂豪商・加島屋久右衛門の資本蓄積過程、社会経済史学会第 87 回全国大会、2018。

結城武延、加島銀行の経営 創立から破綻まで、社会経済史学会第 87 回全国大会、2018。

小林延人、明治初期における加島屋久右衛門の経営 岡山県為替方を中心に、社会経済史学会第 87 回全国大会、2018。

高槻泰郎、福井藩の財政窮乏と大坂の大名貸商人、福井県神戸大学校友会（招待講演）、2017。

高槻泰郎、江戸時代大坂の金融業ネットワーク 大名の資金調達を素材に、金融学会 2017

年秋季大会、2017。

Takenobu Yuki, “Industrial Development and Decline of Traditional Noblemen in Interwar Japan (joint work with Takeshi Abe and Izumi Shirai)”, 21st Annual Congress of the European Business History Association, 2017.

高槻泰郎、近世日本の市場経済と「制度」、法制史学会東京部会第 267 回例会、2017。

小林延人、明治初期日本における廃藩置県と藩債の継承、現代史研究会 6 月例会、2017。

高槻泰郎、近世日本の中央市場と気候変動（柴本昌彦との共同研究）、社会経済史学会第 86 回全国大会、2017。

高槻泰郎、大坂豪商の加島屋久右衛門と尼崎の廣岡九兵衛、尼崎郷土史研究会平成 29 年度第 1 回歴史講演会（招待講演）、2017。

高槻泰郎、近世日本における領主金融 大坂金融市場を中心に、神戸大学金融研究会、2016。

高槻泰郎、”Communication with market participants for macroeconomic policy: Empirical assessment using data in early modern Japan” (joint work with Masahiko Shibamoto)、金融学会歴史部会、2016。

小林延人、宮内省御料局時代および三菱移管直後の経営、政治経済学・経済史学会、2016。

②宮本又郎、広岡浅子と五代友厚 「あさが来た」に学ぶ企業家精神、多国籍企業学会年次大会（招待講演）、2016。

②高槻泰郎、近世日本の商秩序 大坂金融市場を素材として、法制史学会シンポジウム、2016。

〔図書〕(計 12 件)

高槻泰郎、講談社、大坂堂島米市場 江戸幕府 vs 市場経済、2018、320 頁。

小林延人・黒田東彦・久留島浩・鎮目雅人著、日本銀行金融研究所貨幣博物館、日本銀行金融研究所貨幣博物館常設展示リニューアルの記録、2017、100 頁。

結城武延 他著（深尾京司・中村尚史・中林真幸編）、岩波書店、岩波講座 日本経済の歴史 第 3 巻 近代 1 19 世紀後半から第一次世界大戦前(1913)、2017、320 頁（結城武延 110-150 頁）

高槻泰郎・宮本又郎 他著（深尾京司・中村尚史・中林真幸編）、岩波書店、岩波講座 日本経済の歴史 第 2 巻 近世 16 世紀末から 19 世紀前半、2017、306 頁（高槻泰郎 105-147 頁）

高槻泰郎・宮本又郎 他著（深尾京司・中村尚史・中林真幸編）、岩波書店、岩波講座 日本経済の歴史 第 2 巻 近世 16 世紀末から 19 世紀前半、2017、306 頁（宮本又郎 239-282 頁）

Miyamoto Matao (edited by Patrick Fridenson and Kikkawa Takeo), University of Toronto Press, 2017, 215pp. (pp.75-92)

高槻泰郎 他著（青柳周一 他編）、おうみ学術出版会・サンライズ出版、江戸時代近江の商いと暮らし 湖国の歴史資料を読む（滋賀大学経済学部附属史料館共同研究報告）、2016、315 頁（高槻泰郎 155-178 頁）

高槻泰郎 他著（藤田覚編）、吉川弘文館、幕藩制国家の政治構造、2016、320 頁（126-152 頁）

宮本又郎編著、PHP 研究所、渋沢栄一 日本近代の扉を開いた財界リーダー、2016、398 頁（宮本又郎 201-320 頁）

宮本又郎・谷直樹・高槻泰郎 他著（谷直樹編）、大阪市立住まいのミュージアム、大坂蔵屋敷 天下の台所はここから始まる、2016、79 頁（宮本又郎 50-55 頁）

宮本又郎・谷直樹・高槻泰郎 他著（谷直樹編）、大阪市立住まいのミュージアム、大坂蔵屋敷 天下の台所はここから始まる、2016、79 頁（高槻泰郎 62-65 頁）

宮本又郎著（神崎宣武・白幡洋三郎・井上章一編）丸善出版、日本文化事典、2016、770 頁
（宮本又郎 372-373 頁）

〔その他〕
ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：宮本 又郎

ローマ字氏名：Miyamoto Matao

所属研究機関名：大阪大学

部局名：経済学研究科（研究院）

職名：教授

研究者番号（8桁）：50030672

研究分担者氏名：結城 武延

ローマ字氏名：Yuki Takenobu

所属研究機関名：東北大学

部局名：経済学研究科

職名：准教授

研究者番号（8桁）：80613679

研究分担者氏名：小林 延人

ローマ字氏名：Kobayashi Noburu

所属研究機関名：首都大学東京

部局名：経営学研究科

職名：准教授

研究者番号（8桁）：80723254

(2)研究協力者

研究協力者氏名：村 和明

ローマ字氏名：Mura Kazuaki

研究協力者氏名：酒井 一輔

ローマ字氏名：Sakai Kazuho

研究協力者氏名：芹口 真結子

ローマ字氏名：Seriguchi Mayuko

研究協力者氏名：谷 直樹

ローマ字氏名：Tani Naoki

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。